

# 5

## 遺伝子組換え食品に関する事項

「遺伝子組換え農産物に関する事項（生鮮食品）」及び「遺伝子組換え食品に関する事項（加工食品）」は、別表第16に掲げる生鮮食品の「対象農産物（9作物）」及び別表第17に掲げる加工食品の「33食品群」、又は、別表第18に掲げる4種の形質を有する生鮮食品の「特定遺伝子組換え農産物」及び加工食品の「特定遺伝子組換え農産物を原材料とする加工食品」に必要な表示事項です。

別表第17 対象農産物（9作物）及び加工食品（33食品群）

対象農産物（9作物）	加工食品（33食品群）※
大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）	1 豆腐・油揚げ類
	2 凍り豆腐、おから及びゆば
	3 納豆
	4 豆乳類
	5 みそ
	6 大豆煮豆
	7 大豆缶詰及び大豆瓶詰
	8 きなこ
	9 大豆いり豆
	10 1から9までに掲げるものを主な原材料とするもの
	11 調理用の大豆を主な原材料とするもの
	12 大豆粉を主な原材料とするもの
	13 大豆たんぱくを主な原材料とするもの
	14 枝豆を主な原材料とするもの
	15 大豆もやしを主な原材料とするもの
とうもろこし	1 コーンスナック菓子
	2 コーンスターチ
	3 ポップコーン
	4 冷凍とうもろこし
	5 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰
	6 コーンフラワーを主な原材料とするもの
	7 コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く。）
	8 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの
	9 1から5までに掲げるものを主な原材料とするもの
ばれいしょ	1 ポテトスナック菓子
	2 乾燥ばれいしょ
	3 冷凍ばれいしょ
	4 ばれいしょでん粉
	5 調理用のばれいしょを主な原材料とするもの
	6 1から4までに掲げるものを主な原材料とするもの
なたね	
綿実	
アルファルファ	アルファルファを主な原材料とするもの
てん菜	調理用のてん菜を主な原材料とするもの
パパイヤ	パパイヤを主な原材料とするもの
からしな	

別表第18 特定遺伝子組換え農産物及び加工食品

形質	加工食品※	対象農産物
ステアリン酸産生	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆
高リシン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし
エイコサペンタエン酸（EPA）産生	1 なたねを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	なたね
ドコサヘキサエン酸（DHA）産生		

※ 表にある加工食品については、その主な原材料（原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上であるもの）について、表示が義務付けられています。

解説

【分別生産流通管理】

遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理すること（その旨が書類により証明されたものに限る。）をいいます。

【意図せざる混入】

分別生産流通管理が適切に行われたことを確認した場合であっても、遺伝子組換え農産物の一定の混入は避けられないことから、分別生産流通管理が適切に行われていれば、このような一定の「意図せざる混入」がある場合でも、分別生産流通管理が適切に行われていること等、事実即ちした表示を任意で行うことは可能としています。なお、この場合、大豆及びとうもろこしについて、5%以下の意図せざる混入が認められています。

●加工食品【表示方法】（食品表示基準第3条第2項）

別表第17に掲げる加工食品（33食品群）及び別表第18に掲げる加工食品にあつては、次に定めるところにより表示します。

1 加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質が残存する加工食品として別表第17に掲げるもの（特定遺伝子組換え農産物に掲げるものを除く。）【33食品群】

- (1) 分別生産流通管理が行われたことを確認した遺伝子組換え農産物である別表第17に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組換え」等分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示します。



(表示例)

名 称 木綿豆腐  
原材料名 大豆 (遺伝子組換えのものを分別) / . . .

名 称 納豆  
原材料名 大豆 (遺伝子組換え)、〇〇、. . .

- (2) 生産、流通又は加工のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない別表第17に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」等遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示します。



(表示例)

名 称 コーンスナック菓子  
原材料名 とうもろこし (遺伝子組換え不分別)、〇〇、. . .



- (3) 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した別表第17に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、次のア又はイにより表示します。  
ア 当該原材料名を表示するか、又は、当該原材料名の次に括弧を付して、若しくは容器包装の見やすい箇所に当該原材料名に対応させて、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨を表示します。



(表示例)

名 称 絹ごし豆腐  
原材料名 大豆 (分別生産流通管理済み) / . . .

名 称 絹ごし豆腐  
原材料名 大豆 / . . .

原材料に使用している大豆は、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています。

- イ 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われ、かつ、**遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物を原材料とする場合に限り**、アの表示に代えて、「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等遺伝子組換え農産物の混入がない非遺伝子組換え農産物である旨を示す文言を表示することができます。なお、行政の行う科学的検証及び社会的検証の結果において、原材料に遺伝子組換え農作物が含まれていることが確認された場合には、不適正な表示となります。



(表示例)

名 称 絹ごし豆腐  
原材料名 大豆 (遺伝子組換えでない) / . . .

2 別表第18に掲げる「形質」を有する特定遺伝子組換え農産物を含む同表に掲げる「対象農産物」を原材料とする加工食品（これを原材料とする加工食品を含む。）であつて同表の「加工食品」に掲げるもの

- (1) 特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物である別表第18に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名の次に括弧を付して「〇〇〇遺伝子組換えのものを分別」、「〇〇〇遺伝子組換え」（〇〇〇は、別表第18に掲げる形質）等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を表示します。



(表示例)

名 称 食用大豆油  
原材料名 食用大豆油 (ステアリドン酸産生遺伝子組換え)

名 称 食用大豆油  
原材料名 食用大豆油 (大豆 (ステアリドン酸産生遺伝子組換え))

- (2) 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された別表第18に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのものを混合」(○○○は、別表第18に掲げる形質)等特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨を表示します。この場合において、「○○○遺伝子組換えのものを混合」等の文字の次に括弧を付して、当該特定遺伝子組換え農産物が同一の作目に属する対象農産物に占める重量の割合を表示することができます。



(表示例)

名 称 ○○○○  
原材料名 大豆 (ステアリドン酸産生遺伝子組換えのものを混合)、小麦粉、△△



## ●生鮮食品【表示方法】(食品表示基準第18条第2項)

別表第16に掲げる対象農産物及び別表第18に掲げる特定遺伝子組換え農産物にあっては、次に定めるところにより表示します。

### 1 別表第18に掲げる特定遺伝子組換え農産物以外の対象農産物【9作物】

- (1) 分別生産流通管理が行われたことを確認した遺伝子組換え農産物である対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組換え」等分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示します。



(表示例)

とうもろこし (遺伝子組換え)  
アメリカ産



- (2) 生産又は流通のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」等遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示します。



(表示例)

パパイヤ (遺伝子組換え不分別)  
ハワイ州産



- (3) 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した対象農産物の場合は、次のア又はイにより表示します。

ア 当該対象農産物の名称を表示するか、又は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して、若しくは、容器包装の見やすい箇所に当該対象農産物の名称に対応させて、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨を表示します。

(表示例)

大豆  
アメリカ産



大豆 (分別生産流通管理済み)  
アメリカ産



イ 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われ、かつ、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である場合に限り、アの表示に代えて、「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等遺伝子組換え農産物の混入がない非遺伝子組換え農産物である旨を示す文言を表示することができます。なお、行政の行う科学的検証及び社会的検証の結果において、原材料に遺伝子組換え農作物が含まれていることが確認された場合には、不適正な表示となります。



(表示例)

大豆 (遺伝子組換えでない)  
北海道産

### 2 別表第18に掲げる形質を有する特定遺伝子組換え農産物

- (1) 特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物である別表第18に掲げる対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのものを分別」、「○○○遺伝子組換え」(○○○は、別表第18に掲げる形質)等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を表示します。



(表示例)

大豆 (ステアリドン酸産生遺伝子組換え)  
アメリカ産

- (2) 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された別表第18に掲げる対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのものを混合」(○○○は、別表第18に掲げる形質)等特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨を表示します。この場合において、「○○○遺伝子組換えのものを混合」等の文字の次に括弧を付して、当該特定遺伝子組換え農産物が同一の作目に属する対象農産物に占める重量の割合を表示することができます。



(表示例)

大豆 (ステアリドン酸産生遺伝子組換えのものを混合)  
アメリカ産